

## 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

### (1) 促進区域

設定する区域は、令和6年1月1日現在における北海道石狩郡当別町の行政区域とする。面積は約4万2千ヘクタールである。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区を除く。

本促進区域は国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、本促進区域には存在しない。



【出典：石狩振興局ホームページ】

### (2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

#### (地理的条件)

当別町は、石狩平野の北部に位置し、札幌市、石狩市、江別市、月形町、新篠津村に接する人口15,268人（令和6年1月1日現在 当別町住民基本台帳）の町である。

地形は、東西26km、南北47kmと南北に細長く、南部の平野部に市街地と農地が広がり、北部に町全体面積の約60%を占める森林が広がっている。

河川は、石狩川水系支流の当別川が流れ、上流部にある当別ダムにより下流域の洪水調整を行うとともに、町内への農業用水の供給、水道用水は本町のみならず近隣の石狩市、札幌市、小樽市に供給するなど、水資源が豊富な地域である。

地震・自然災害リスクについては、震度3以上の地震回数が他都市と比較して少ない札幌圏に位置しており、地震による被害は、本町の150年の統計上、記録されていない。また、台風や落雷の被害も少ない地域である。

隣接する札幌市中心部には、車で40分、北海道旅客鉄道（以下、「JR」という。）学園都市線で最短約37分と交通アクセスがよく、通勤、通学のほか、医療や社会生活のあらゆる面で交流しており、都市生活と豊かな自然が共存する地域である。



などの土地利用型作物のほか、ユリやカーネーションなど花卉産地として道内有数の地域となっている。また、ブロッコリー、きゃべつ、馬鈴薯、かぼちゃなど約 200 種類以上に及ぶ多品目の農産物を生産していることも特徴であり、大都市に隣接する地の利を生かした都市近郊型農業を展開している。しかしながら、農家戸数は減少傾向にあり、将来的な農業衰退の懸念が大きいことから、平成 27 年度に「当別町農業 10 年ビジョン」を策定し、農家や農業関連機関、行政機関が明確な役割分担のもと、スマート農業による省力化や農産物のブランド力強化など、強い農業づくりに取り組んでいる。また、国道 337 号沿線に「北欧の風 道の駅 とうべつ」が平成 29 年 9 月に開業し、農畜産物を主力販売商品としている直売所には札幌圏から多くの顧客が訪れている。

第二次産業は、本町の冷涼・低湿な気候条件と恵まれた自然環境さらには良質な原材料、地価・交通インフラの優位性から食料品製造業や金属製品製造業が複数立地しており、令和元年の製造品出荷額等は約 375 億円、従業者数は 956 人となっている。(2020 年工業統計調査) 一方で、本町には工業団地がなく、国道沿線等交通インフラの優位性が高い立地適地の大半が農地という状況から企業立地が進んでおらず、産業振興の観点から中規模以上の企業立地を推進するため、土地利用の見直しを検討している。

第三次産業では、盛んな農業を軸とした農畜産物や加工品の製造・卸・販売のほか、札幌圏を商圏とした小売業、サービス業を中心とした小規模事業者が多い状況であるが、平成 12 年以降、長引く不況の影響から各産業において就業者の流出が続いており、雇用環境の創出が課題となっている。

(人口分布の状況)

当別町の人口は、令和 6 年 1 月 1 日現在で 15,286 人(当別町住民基本台帳)である。他方で、197 万人の人口を有する札幌市に隣接していることや、通勤が可能な交通インフラが整っていることを理由として、多くの地域で人手不足が課題となっているなか、比較的労働力を確保しやすい環境が整っている。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当別町は、令和 2 年度から概ね 10 年の計画期間としてスタートしている「第 6 次総合計画」における基本施策体系の 1 つに「活力あるまちづくり」を掲げ、基幹産業である農業経営の革新を進め、「スマート農業の導入」「食品加工業誘致」「加工品等のブランド化」「起業支援」などを軸に地域経済を活性化し、新たな雇用を創出するとともに産業の振興を図ることとしている。

また、平成 27 年 3 月に策定した「当別町農業 10 年ビジョン推進プロジェクト」において、大消費地札幌に隣接している地の利を生かし、広く農業生産を展開している強みを武器にした産地経営の確立により、多様な人材の確保、生産性・収益性の高い生産体制の構築、農業のブランド化、6 次産業化及び販路拡大により農業生産額の向上を目指している。

加えて、令和 2 年 3 月に策定、令和 5 年 3 月に一部改訂した「当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略(第 2 期)【改訂版】」の戦略プラン(基本目標)で掲げている「産業力の強化」では、「企業誘致推進プロジェクト」を推進すべく、道央圏の流通の結節点となっている国道 275 号・国道 337 号が持つポテンシャルを最大限に活用し、経済の活性化につなげることを目的に、企業誘致に向けた都市計画の指定等を含めた土地利用の見直し及びインフラの整備を検討し、食料品製造業や流通業を中心とした企業誘致の取組を推進していく。

同戦略中の「商工業活性化プロジェクト」では、町内での新たなビジネス展開に対する支援と町外に流出している消費を町内に引き戻す施策を両輪として推進するために、商工会及び金融機関等と連携し、より一層、起業や第 2 創業のほか、町内に工場を立地する企業の本社機能移転や設備投資等に対する積極的な支援を行う。また、企業誘致と連携し、近隣都心部に非正規雇用者も多いことから、正規雇用につながる研修等を組み合わせた就業支援も行っていく。

同じく同戦略中の「再生可能エネルギー利用プロジェクト」においては、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーなど効率的なエネルギー利用を、地域の資源や人材等を活用した持続可能な地域づくりを進めるための有効なツールとしてとらえ、「当別町地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」などに基づく低炭素・脱炭素の取組を推進していく。

これらの取組を基本施策ベースとして、国において令和4年6月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」を踏まえ、デジタルがもたらす今後の大きな社会変革を見据えて、デジタル技術を有効なツールとした施策を展開し、地域の企業の稼ぐ力を向上させ、新たな付加価値創出による地域経済の好循環へと繋げていく。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	— 百万円	306 百万円	皆増

(算定根拠)

・ 1 件当たり平均 51 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 4 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.5 倍の波及効果を与え、促進区域で 306 百万円の付加価値額を創出することを目指す。

・ 306 百万円は、促進区域の全産業付加価値額（26,585 百万円）の約 1.2%、製造業の付加価値額（9,734 百万円）の約 3.1%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。

※「北海道当別町基本計画」における現状の値は、新型コロナウイルス感染症等の影響により特定の業種における数値が一時的に著しく低下しており目標値との比較において不相当であり、承認地域経済牽引事業計画の実績値が算出困難であるため、記載しない。

・ また、KPI として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	— 百万円	61 百万円	皆増
地域経済牽引事業の新規事業件数	1 件	5 件	400%

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値額増加分が 4,611 万円（北海道の 1 事業所あたり平均付加価値額（令和 3 年経済センサスー活動調査）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

① 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 1%以上増加すること

② 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 2 人以上増加すること

なお、(2)(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

#### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

##### (1) 重点促進区域

当別町の土地の状況は、北部に森林地域、南部の平野部に市街地と農地が広がっており、農振白地地域は北部の森林地域周辺に集積している。市街地は本町地区と西当別地区に2極化しており、市街地周辺は農用地区域となっている。工業団地はなく、市街地に近接する工業系用途地域にも活用できる土地がない状況となっていることから、物流、交通の利便性を活用し、既存企業が規模拡大を図るためには、やむをえず農地を利用する必要があることから、農用地区域を含めて重点促進区域を設定する。

重点促進区域は、以下の字の区域とする。

##### 【重点促進区域1】

ビトエ地区（96ヘクタール（うち農用地区域77.09ヘクタール））

##### (概況及びインフラの整備状況)

本区域は当別町ビトエ地区で、概ねの面積は96ヘクタールである。

本区域は、道央圏の流通の結節点となっている国道337号が東西に通っており、国際的な交流拠点である新千歳空港や国際拠点港湾苫小牧港、重要港湾石狩湾新港を結び、札幌市中心部を通過しない物流バイパス機能を有する地域高規格道路として整備がされている。

本地区には、地元農産品を活用した製品を製造している菓子製造企業の工場が国道337号から500メートルの距離に立地しており、国道337号が持つ交通・物流環境のポテンシャルと本町農業の強みを最大限に生かすためには、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

本区域は、全域的に農用地区域を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

なお、本区域は国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、本区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は存在しない。

##### (関連計画における記載等)

①都市計画における記載：なし

②当別町都市計画マスタープランにおける記載：地域の農業振興と調和した優良企業等の適切な誘導を図り、今後の計画等進捗を踏まえ必要が認められる場合には、土地利用の規制・誘導方策の適切な運用を図ることとされている。

③当別町農業振興地域整備計画における記載：農業従事者の安定的な就業の促進の目標を実現するため、就業活動を強化するとともに、農村工業団地の実現により、積極的な企業誘致の促進を図り、地元企業への就業確保を推進するための体制を整備するこ

ととしている。現在、農用地区域に設定しているが、経済事情の変動その他情勢の推移により地域経済牽引事業が具体化した場合には、基本方針及び基本計画に則り、個別事案ごとに適切な土地利用調整を図ることで調和を図っていく。

- ④当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）【改訂版】における記載：企業誘致に向けた都市計画の指定等を含めた土地利用の見直し及びインフラの整備を検討し、国道337号当別バイパス沿線に食料品製造業や加工業等の食関連企業や流通業を中心とした企業誘致の取組を推進することとしている。

### 【重点促進区域2】

当別町獅子内地区（48ヘクタール（うち農用地区域4.30ヘクタール））

#### （概況及びインフラの整備状況）

本区域は当別町獅子内地区で、概ねの面積は48ヘクタールである。

本区域は、金属製品製造業、食料品製造業などの中小企業が道道岩見沢石狩線沿線に集積しており、国道337号までは3キロ程度とアクセス良好である。

本区域は、全域的に農用地区域を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

なお、本区域は国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、本区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は存在しない。

#### （関連計画における記載等）

①都市計画における記載：なし

②当別町都市計画マスタープランにおける記載：なし

③当別町農業振興地域整備計画における記載：農業従事者の安定的な就業の促進の目標を実現するため、就業活動を強化するとともに、農村工業団地の実現により、積極的な企業誘致の促進を図り、地元企業への就業確保を推進するための体制を整備することとしている。現在、農用地区域に設定しているが、経済事情の変動その他情勢の推移により地域経済牽引事業が具体化した場合には、基本方針及び基本計画に則り、個別事案ごとに適切な土地利用調整を図ることで調和を図っていく。

④当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）【改訂版】における記載：なし

### 【重点促進区域3】

当別町当別太地区①（137ヘクタール（うち農用地区域95.92ヘクタール））

#### （概況及びインフラの整備状況）

本区域は当別町当別太地区で、概ねの面積は137ヘクタールである。

本区域は、道央圏の流通の結節点となっている国道337号が東西に通っており、国際的な交流拠点である新千歳空港や国際拠点港湾苫小牧港、重要港湾石狩湾新港を結び、札幌市中心部を通過しない物流バイパス機能を有する地域高規格道路として整備がされている。

また、国道 337 号が持つ交通・物流環境のポテンシャルと本町農業の強みを最大限に生かすためには、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

本区域は、全域的に農用地区域を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

なお、本区域は国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、本区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は存在しない。

（関連計画における記載等）

①都市計画における記載：なし

②当別町都市計画マスタープランにおける記載：地域の農業振興と調和した優良企業等の適切な誘導を図り、今後の計画等進捗を踏まえ必要が認められる場合には、土地利用の規制・誘導方策の適切な運用を図ることとされている。

③当別町農業振興地域整備計画における記載：農業従事者の安定的な就業の促進の目標を実現するため、就業活動を強化するとともに、農村工業団地の実現により、積極的な企業誘致の促進を図り、地元企業への就業確保を推進するための体制を整備することとしている。現在、農用地区域に設定しているが、経済事情の変動その他情勢の推移により地域経済牽引事業が具体化した場合には、基本方針及び基本計画に則り、個別事案ごとに適切な土地利用調整を図ることと調和を図っていく。

④当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）【改訂版】における記載：企業誘致に向けた都市計画の指定等を含めた土地利用の見直し及びインフラの整備を検討し、国道 337 号当別バイパス沿線に食料品製造業や加工業等の食関連企業や流通業を中心とした企業誘致の取組を推進することとしている。

#### 【重点促進区域 4】

当別町当別太地区②（76 ヘクタール（うち農用地区域 61.33 ヘクタール））

（概況及びインフラの整備状況）

本区域は当別町当別太地区・ビトエ地区で、概ねの面積は 76 ヘクタールである。

本区域は、道央圏の流通の結節点となっている国道 337 号が東西に通っており、国際的な交流拠点である新千歳空港や国際拠点港湾苫小牧港、重要港湾石狩湾新港を結び、札幌市中心部を通過しない物流バイパス機能を有する地域高規格道路として整備がされている。

また、重点促進区域 3 と同様に、国道 337 号が持つ交通・物流環境のポテンシャルと本町農業の強みを最大限に生かすためには、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

本区域は、全域的に農用地区域を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

なお、本区域は国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、本区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は存在しない。

(関連計画における記載等)

- ①都市計画における記載：なし
- ②当別町都市計画マスタープランにおける記載：地域の農業振興と調和した優良企業等の適切な誘導を図り、今後の計画等進捗を踏まえ必要が認められる場合には、土地利用の規制・誘導方策の適切な運用を図ることとされている。
- ③当別町農業振興地域整備計画における記載：農業従事者の安定的な就業の促進の目標を実現するため、就業活動を強化するとともに、農村工業団地の実現により、積極的な企業誘致の促進を図り、地元企業への就業確保を推進するための体制を整備することとしている。現在、農用地区域に設定しているが、経済事情の変動その他情勢の推移により地域経済牽引事業が具体化した場合には、基本方針及び基本計画に則り、個別事案ごとに適切な土地利用調整を図ることと調和を図っていく。
- ④当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）【改訂版】における記載：企業誘致に向けた都市計画の指定等を含めた土地利用の見直し及びインフラの整備を検討し、国道337号当別バイパス沿線に食料品製造業や加工業等の食関連企業や流通業を中心とした企業誘致の取組を推進することとしている。

(地図)

重点促進区域1から4まで（別紙1のとおり）

(2) 区域設定の理由

**【重点促進区域1】**

本区域は、関連計画に記載のとおり企業誘致を推進する区域として位置付けており、今後、国道337号の新千歳空港延伸を見据え、さらなる物流、交通環境の利便性向上により、本区域内に製造業、流通関連企業などの集積を図ることで、促進区域内の付加価値を創出し、既存の集積企業にも波及的効果が見込まれ、相互に連携していくことで、地域経済を牽引する事業が行われることを促進するものとする。

また、本区域内に立地する既存の菓子製造企業においては、製造ライン増強による生産性の向上及び売上げの増加が見込まれ、付加価値向上、新規雇用の創出などに大きく寄与するものであることから、既存企業の周辺エリアを含めた区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、当該重点促進区域内において、工業団地の整備はされていないほか、現在、遊休地等の活用可能な用地は存在しない。

**【重点促進区域2】**

本区域は、金属製品製造業及び国内でも希少な亜麻製品を製造・販売する企業が集積する区域であり、新たな設備投資、新技術導入による商品開発、販路拡大による売上高の増加につなげるべく、地域経済を牽引する事業を促進するため、重点促進区域として設定することとする。

なお、当該重点促進区域内において、工業団地の整備はされていないほか、現在、遊休地等の活用可能な用地は存在しない。

### 【重点促進区域3】

本区域は、関連計画に記載のとおり企業誘致を推進する区域として位置付けており、今後、国道337号の新千歳空港延伸を見据え、さらなる物流、交通環境の利便性向上により、本区域内に製造業、流通関連企業などの集積を図ることで、促進区域内の付加価値を創出し、既存の集積企業にも波及的効果が見込まれ、相互に連携していくことで、地域経済を牽引する事業が行われることを促進するため重点促進区域として設定することとする。

なお、当該重点促進区域内において、工業団地の整備はされていないほか、現在、遊休地等の活用可能な用地は存在しない。

### 【重点促進区域4】

本区域は、関連計画に記載のとおり企業誘致を推進する区域として位置付けており、今後、国道337号の新千歳空港延伸を見据え、さらなる物流、交通環境の利便性向上により、本区域内に製造業、流通関連企業などの集積を図ることで、促進区域内の付加価値を創出し、既存の集積企業にも波及的効果が見込まれ、相互に連携していくことで、地域経済を牽引する事業が行われることを促進するため重点促進区域として設定することとする。

なお、当該重点促進区域内において、工業団地の整備はされていないほか、現在、遊休地等の活用可能な用地は存在しない。

### (3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

#### 当別町ビトエ

620-1、620-2、620-4、620-5、640-1、640-4、640-5、640-6、640-10、640-11、  
640-12、640-13、640-15、640-16、640-17、640-18、640-19、643-1、643-2、643-3、  
687-2、643-4、643-5、643-6、643-8、643-12、643-13、643-14、643-15、643-16、  
643-17、687-3、687-4、687-5、721-1、721-2、721-6、721-5、721-7、721-8、721-9、  
721-10、721-11、721-12、721-13、721-14、2199-1、2199-2、2199-4、2199-6、  
2199-8、2199-9、2199-10、2199-11、2199-12、2199-13、2200-1、2200-5、2200-9、  
2200-10、2200-11、2200-12、2200-13、2200-14、2200-15、15023

#### 当別町獅子内

1856-5、1919-1、1919-3、1919-20、1947-5、1947-8、1947-9、1947-10、1947-11、  
1947-15、1947-16、1947-17、1947-18、1947-19、1947-20、1947-21、1947-22、  
1947-23、1947-24、1947-25、2112-2、2112-5、2112-6、2112-7、2112-9、2113-1、  
2113-2、2113-5、2113-6、2113-7、2113-8、2113-9、2112-10、2113-11、2113-12、  
2113-13、2113-14、2113-15、2113-17、2113-18、2113-19、2113-20、2113-21、  
2543-1、2543-4、2543-5、2837-8、2837-10、3244-1、3244-5、3516-3、3517-3、  
4964-3、4966-1、4966-2、4966-3、4966-5、4966-6、4966-7

設定する区域は、令和6年1月1日現在における地番により表示したものである。

**5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項**

- (1) 地域の特性及びその活用戦略
- ①【地域の特性】当別町のお米・小麦・野菜等の特産物  
【活用戦略】農林水産・地域商社
  - ②【地域の特性】当別町のお米・小麦・野菜等の特産物  
【活用戦略】成長ものづくり
  - ③【地域の特性】当別町の金属製品製造業の集積  
【活用戦略】成長ものづくり
  - ④【地域の特性】当別町の豊富な森林等の自然環境  
【活用戦略】環境・エネルギー

(2) 選定の理由

- ①【地域の特性】当別町のお米・小麦・野菜等の特産物  
【活用戦略】農林水産・地域商社

当別町は、農業が基幹産業であり、令和3年の農業産出額は約55億円（令和3年農林業センサス市町村別農業産出額（推計））となっている。農家戸数は、478戸、農家1戸当たりの平均面積は約18ヘクタールとなっている。

主要作物は、米、小麦、大豆などの土地利用型作物のほか、ブロッコリー、きゃべつ、馬鈴薯、かぼちゃなど約20種類以上に及ぶ多品目の農産物を生産していることも特徴であり、大都市に隣接する地の利を生かした都市近郊型農業を展開している。また、ユリやカーネーションなど花卉産地としても道内有数の地域となっている。

<当別町の主要作物別産出額及び北海道内ランキング>

土地利用型作物 (百万円)

品目	米	小麦	大豆	馬鈴薯
産出額	1,470	1,040	280	70
順位	25	18	20	63

(令和5年 農林水産省大臣官房統計部より)

野菜・花き・畜産

(百万円)

品目	人参	きゃべつ	とまと	ブロッコリー
産出額	30	70	30	160
順位	46	17	71	18

品目	てんさい	花き	肉用牛	豚
産出額	50	1,150	170	160
順位	66	1	89	47

(野菜：令和5年 農林水産省官房統計部より)

(花き・畜産：農林水産省推計値より)

また、畜産については、頭数は少ないが乳用牛、肉用牛、豚が飼養されており、適切な肥培管理により生産される良質な自給飼料を最大限に活用した家畜排せつ物由来のたい肥を農地に還元する資源循環型畜産に取り組んでいる。特に、豚については、黒豚や日本SPF豚協会の認定を受けた浅野農場の「スマイルポーク」がブランド力を有しており、令和5年2月に新たな加工場を新設し、精肉のほか、ハム・ソーセージ等の加工品の製造を行っているほか、氷温熟成技術を採用し、より豚肉の旨味を引き出した精肉の取扱いを開始した結果、町内の飲食店をはじめ、札幌市内及び首都圏のレストランへ出荷も増加しているほか、ふるさと納税の返礼品としてもアイテム数を増やしている。

本町では、基幹産業である農業の強みを更に強化するため、農産物の品質向上によるブランド力強化と徹底した省力化を推進している。具体的には、「当別町農業10年ビジ

ョン」において、ICT 技術の導入を推進しており、既に GPS による農作業機械の自動操舵や温度センサーによる水田管理に取り組んでいる。さらに、平成 29 年 5 月には町と「北海道ドローン協会」が包括連携協定を締結し、ドローンによる産業振興に関する連携・協力体制を構築している。今後、本町の農地や森林資源を実証フィールドとした各種実証試験を通じ、農業の生産性向上等の取組を推進していく。

札幌市に隣接し、上記のような多品種の農畜産物を生産している本町の強みを最大限に生かすためには、地域で農畜産物を加工し、札幌圏を中心とした域外に販売をすることが域内の付加価値額増加に繋がる。この取組を推進するため、本町では農商工連携事業等の活用促進による農畜産物の高付加価値の取組を後押ししている。

また、平成 29 年 9 月に国道 337 号沿いに開業した「北欧の風 道の駅とうべつ」においては、当別町産農畜産物直売所や地元農産物の加工・販売施設、北海道の有名イタリアンシェフ堀川秀樹氏がプロデュースした地域食材を活用したレストランなどが併設されている。令和 5 年 2 月には大手コンビニを同施設内にオープンさせ、更なる集客につなげているほか、地元農産物を活用したオリジナル商品の開発・販売を行うなど、6 次産業化の取組を行っている。



<北欧の風 道の駅 とうべつ>

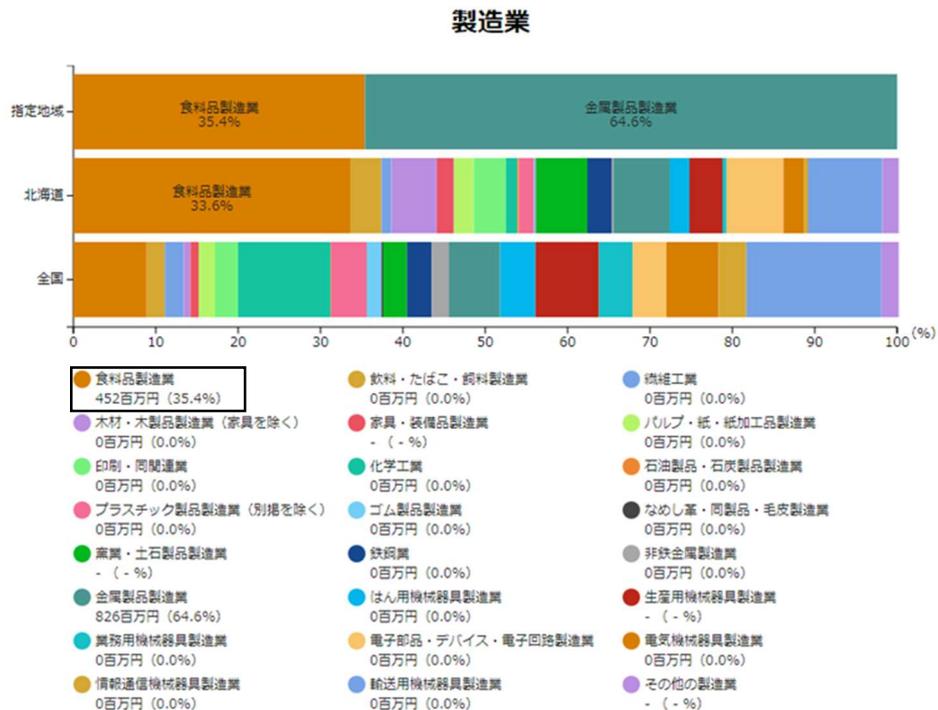
本施設は、地域商社が管理・運営しており、本町産の農畜産物の移出拡大等を行うため町内外の事業者との協議を進めており、収益性の高い自社商品の開発や 6 次産業化を実現するための加工場の誘致など、地域事業者を牽引する役割を果たしている。以上を踏まえ、本町の農業の強みを生かした多様な取組を支援することで、地域企業の稼ぐ力の向上を図っていく。

②【地域の特性】当別町のお米・小麦・野菜等の特産物の活用

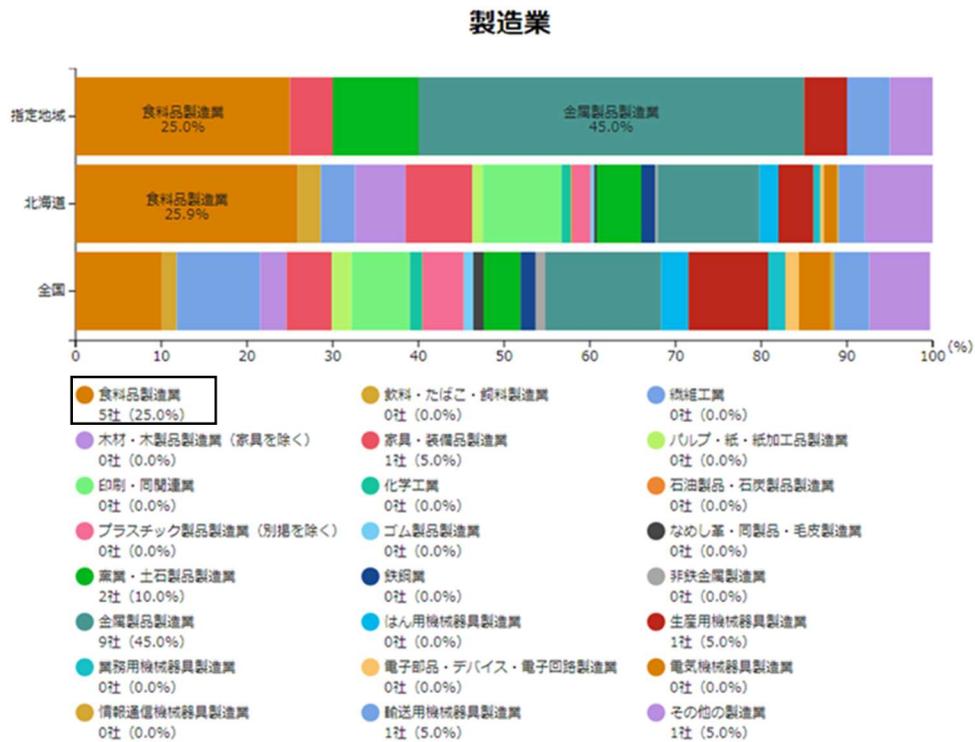
【活用戦略】成長ものづくり

当別町の特産物の特性は、①で述べたとおりである。

これら特産物を加工している食料品製造業は5社立地し、付加価値額は約4.5億円となっており、本町製造業全体の付加価値額の約36%を占める基幹製造業となっている。



出典：RESAS（産業構造マップ＞全産業の構造＞付加価値額 2016年）



出典：RESAS（産業構造マップ＞全産業の構造＞事業所数 2016年）

本町に立地する食料品製造業の中で、地元農産品を活用した製品を製造している菓子製造企業では、生産力増強のための設備投資が行われている。そのほか、お米を活用した機能性・健康食品の製造企業、町内産の亜麻を原料とした亜麻製品の製造企業など、特色のある製品を製造している企業が立地している。

本町では、これらの産業の新規立地や規模拡大の際に、条例において一定要件を満たした場合には固定資産税の課税を免除する措置を講じているほか、設備投資ニーズのある企業に対して、設備投資を支援する各種補助金の活用支援を行う等の支援を行っている。

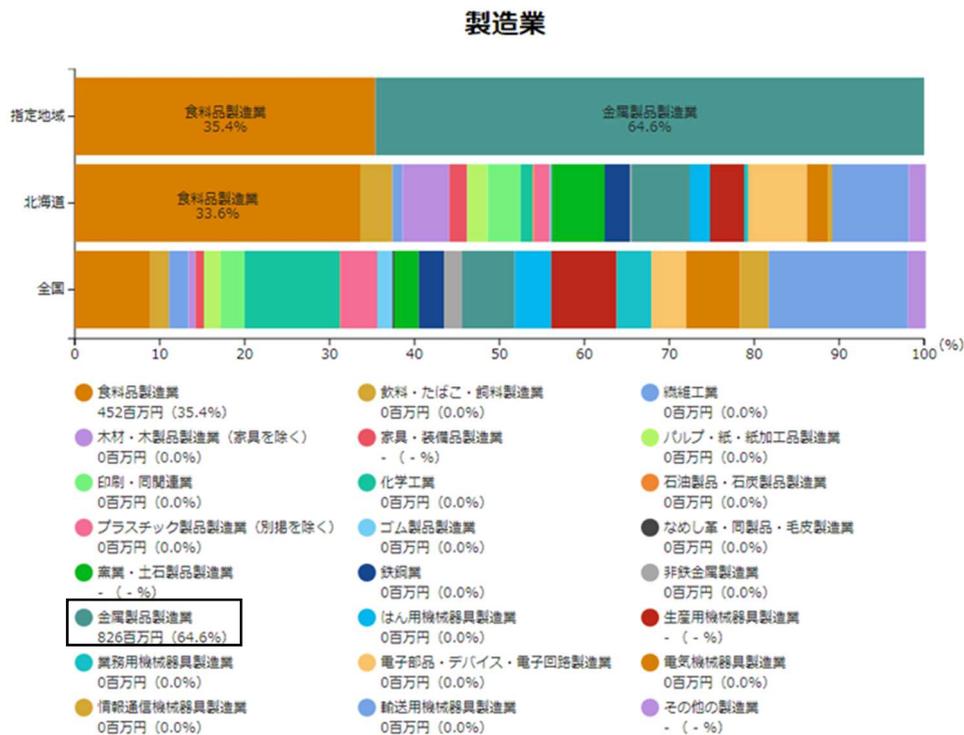
また、本町は、大都市（札幌）と、域外輸送インフラ（空港・港湾）へのアクセスが優れている。具体的には、札幌圏の外環状道路であり、千歳市まで繋がっている国道337号が町内を横断しており、日本海側の拠点港の石狩湾新港へは自動車約30分、新千歳空港まで約60分、太平洋側の国際拠点港である苫小牧港まで約90分といった物流面の優位性があるため、食料品の卸売業など、本町の強みのある産業と関連する業種の立地促進を図っている。

以上を踏まえ、本町の特産品を活用した食料品を製造する企業の生産性向上、物流環境改善に向けた取組を支援し、地域事業者の付加価値額増加、雇用の拡大につなげていく。

### ③【地域の特性】当別町の金属製品製造業の集積

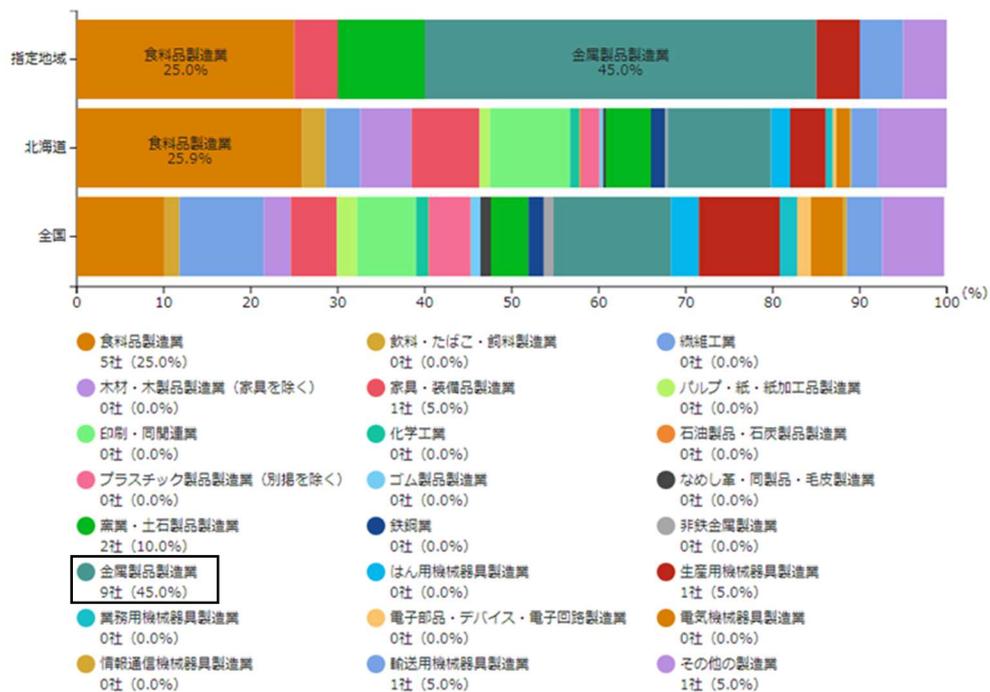
#### 【活用戦略】成長ものづくり

当別町には、製造業が20社立地し、うち金属製品製造企業が9社集積しており、付加価値額は約8.3億円となっている。金属製品製造業は、本町製造業全体の付加価値額の約65%を占め、基幹製造業の位置づけである。



出典：RESAS（産業構造マップ＞全産業の構造＞付加価値額 2016年）

## 製造業



出典：RESAS（産業構造マップ>全産業の構造>事業所数 2016年）

特色ある立地企業として、住宅用設備関連の灯油ホームタンク・LP ガス容器収納庫などの製造工場、スチール・ステンレスを生かしたファイヤーカール（ガラス入り特定防火設備）、各種防音ドア、ピロバルウォール（ガラス入り耐火仕切壁）などの製造工場があり、域内における徹底した一貫生産と確立された生産技術により本町の経済を支えている。

本町では、これらの産業の新規立地や規模拡大の際に、条例において一定要件を満たした場合に固定資産税の課税を免除する措置を講じているほか、設備投資ニーズのある企業に対して、設備投資を支援する各種補助金の活用支援を行う等の支援を行っている。

以上を踏まえ、本町に集積する製造業の技術革新に向けた新たな設備投資と生産性向上などの取組を支援していくことで、本町におけるものづくり関連産業の製造品出荷額等の増加、付加価値額の向上を図っていく。

④【地域の特性】当別町の豊富な森林等の自然環境

【活用戦略】環境・エネルギー

当別町は、町の行政面積の約60%（約26,500ヘクタール）を占める豊富な森林資源や太美地域において、地中熱資源を有している。また、特別豪雪地帯に指定されており、最大積雪深は1.5mあり、雪氷熱の利活用も可能である。

<当別町の森林割合>

(全体)

林野面積	26,478 ha
------	-----------

(国有林)

全体	2,515 ha
うち林野庁	2,414 ha
その他官庁	101 ha

(民有林)

全体	23,963 ha
独立行政法人等	699 ha
公有林	19,208 ha
私有林	4,056 ha

(その他)

現状森林面積	26,409 ha
森林以外の草生地	69 ha

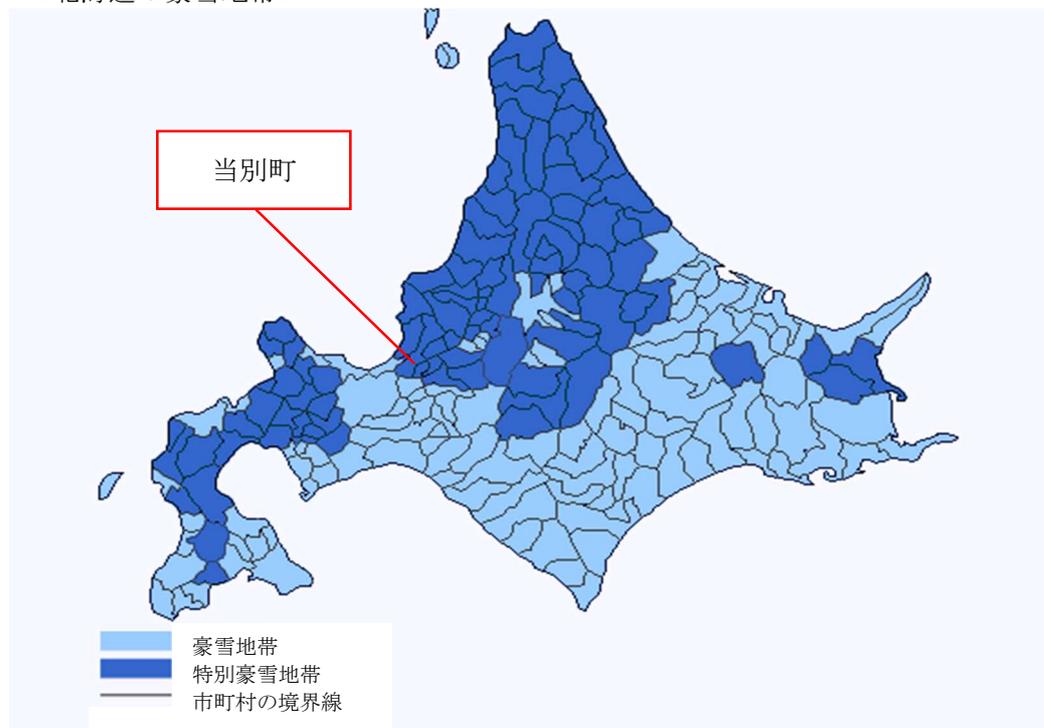
(森林計画による森林面積)

全体	26,168 ha
国有林	2,414 ha
民有林	23,754 ha



【出典：2020年農林業センサス】

<北海道の豪雪地帯>



【出典：国土交通省】

当別町では、平成16年に「当別町地域新エネルギービジョン」を策定して以降、豊富な地域資源を活用した再生可能エネルギーの事業化の推進、雇用創出のための取組を進めており、最初の取組として、平成18年度から、使用済み食用油を町内の家庭、店舗から回収、精製し、町内で運行するコミュニティバスの燃料に使用する「コミュニティバスBDF事業」を開始した。

また、町の面積の6割を占める森林を活用した木質バイオマスや、一般的な地中熱の温度より高い太美地区の地中熱、遊休地を活用した太陽光発電を優先的に取り組み、町民、事業者、有識者を交えた検討を開始し、森林の活用を目的に、平成27年度に「木質バイオマスを活用した地域循環可能性調査事業」を実施した。この調査事業から、冬の暖房で使用する化石燃料を、地域資源である木質バイオマスに転換を進めることで、エネルギーの地域循環による地域経済の活性化に繋がることを明らかとなった。

具体的な取組としては、平成27年度環境省の補助金「防災拠点等への再生可能エネルギー等導入促進事業」を活用し、総合体育館に、太陽光発電設備、蓄電池、木質ペレットボイラを導入し、災害時にも対応可能な再生可能エネルギーを導入している。

また、平成28年度には、重点道の駅である「北欧の風 道の駅 とうべつ」が太美地区にあることから、環境省の補助金「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」を活用し、地中熱ヒートポンプによる床暖房、暖房・冷房設備を導入したほか、平成30年度には、「当別町地球温暖化対策実行計画事務事業編」を改定し、町有施設へのライフサイクルコストも含めた具体的な木質バイオマス設備の導入計画「当別町木質バイオマス熱利用事業化計画」を策定した。

令和2年度には、西当別地区の小学校、中学校への木質バイオマスボイラの導入を実施し、本格的な木質チップ事業が始まり、木質バイオマスによる地産地消の取組を推進しており、令和3年度には「当別町木質バイオマス熱利用事業化計画」をさらに進め、本町地区にある小学校、中学校を併合した一体型義務教育学校「とうべつ学園」の建設に併せ、木質チップボイラの導入を実施した。

これらの、導入した木質チップボイラの燃料は、本来、廃棄物となる河川支障木で、すべて賄うことができている。

雪氷熱エネルギーの利活用としては、「北欧の風 道の駅 とうべつ」の野菜直売施設に雪貯蔵庫が併設しており、夏期には雪氷熱冷房により野菜の鮮度保持を行っている。この取組みを更に推進し、食関連産業における農産物・加工品等の出荷調整や、北海道バレー構想におけるデータセンターなどのデジタル関連企業の冷却・冷房への活用も可能となることから、このメリットを活かした誘致活動に取り組んでいく。

本町は、今までの脱炭素への取組をさらに加速させるため、2050年に脱炭素社会を目指すべく、令和3年4月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、令和5年3月に「ゼロカーボン推進計画」を策定し、ゼロカーボンに向けた取組を加速させている。

以上を踏まえ、地域特性である森林等の自然環境による様々な再生可能エネルギーの地産地消を拡大していくとともに、これらエネルギーを有効活用する産業の創出を図り、地域経済の稼ぐ力の向上を図る。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載のような本促進区域の様々な地域の特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本促進区域にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ①特定地域等における道税の課税の特例に関する条例

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について減免を行う。

#### ②当別町企業立地促進条例

当別町では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、地域経済牽引事業の用に供する施設を新增設に係る固定資産税の減免、助成金に係る条例を制定している。

#### ③北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の対象地域とし、工場、事業場等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

### (3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

町内遊休地等オープンデータ化として、町内における未利用地（町有地含む）、空き家、空き工場などの把握を行い、インターネット公開を進めていく。

### (4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道経済部産業振興局産業振興課内、当別町経済部産業振興課内などに、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。併せて、地域経済牽引事業の実施の障壁となっている規制等に対して、事業者からの提案を受け付ける専門窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道及び関係部局と連携して対応していく。

### (5) その他の事業環境整備に関する事項

#### ①産業用地の確保に向けた支援

当別町には工業団地として分譲可能な用地がない状況にあることから、既存土地利用関係の計画と調和した新たな土地利用の見直しが地域経済牽引事業の促進の上でも必要であり、地域未来投資促進法の土地利用調整制度を活用し、農地転用許可等の手続きについて支援を行い、事業者のニーズを踏まえた産業用地の確保を行っていく。

#### ②賃上げ促進支援

北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	令和6年度	令和7年度～ 令和9年度	令和10年度 (最終年度)
<b>【制度の整備】</b>			
①特定地域等における道税の課税の特例に関する条例	運用	運用	運用
②特定地域等における町税の課税の特例に関する条例	運用	運用	運用
③北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
<b>【情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開等）】</b>			
町内遊休地等オープンデータ化	情報収集	資料整理 データ公開	運用
<b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>			
対応窓口の設置	運用	運用	運用
<b>【その他】</b>			
①産業用地の確保に向けた支援	関係機関との調整・協議、関連計画との調整等が整い次第、着手		
②賃上げ促進支援	随時実施	随時実施	随時実施

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

<p>(1) 支援の事業の方向性</p> <p>地域と一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、町、農業協同組合、商工会、金融機関等が設立した当別町企業誘致推進協議会等、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。</p> <p>このため、当別町及び北海道では、これらの支援機関との連携を図りながら、地域経済牽引事業を支援してゆく。</p>
<p>(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法</p> <p>①当別町商工会</p> <p>本基本計画期間中に継続的な地域経済牽引事業が実施されるよう既存企業や新規誘致企業を問わず、商工会が持つ経営基盤強化、新規事業促進などのノウハウにより継続的なフォローアップを実施し、企業が抱えるニーズへの迅速な対応を行う。</p> <p>②北石狩農業協同組合</p> <p>本町の基幹産業である農業を生かした事業の振興を支援していくため、原料供給などにきめ細かく対応し、新たなビジネス創出を支援する。</p>

③株式会社北海道銀行、株式会社北洋銀行、北海道信用金庫  
金融機関が持つ企業間・人的ネットワークなどを活用した企業誘致を促進するための、情報共有体制が整っている。

また、大・中小企業を問わず、地場企業の地域特性を生かした新規事業を支援するため、生産等の研究・技術開発から販売、流通等販路開拓や市場化までの事業に対する効果的な融資による支援を行う。

さらに、本町と同機関で連携して実施している低利融資制度の円滑な運用により企業の活動を支援する。

#### ④北海道医療大学

薬学部、歯学部、看護福祉学部、心理科学部、リハビリテーション科学部を設置する北海道医療大学は、地域医療へ貢献するため、高度なカリキュラムにより専門職業人を育成し、産業界に人材を輩出している。

また、薬学教育と研究の目的で設立された大学付属の薬用植物園、北方系生態観察園があり、主に北方系の薬草約320種の保有をはじめ、希少価値の高い生薬などを自生し、薬用植物の系統保存を行っている。

#### ⑤北海道ドローン協会

北海道におけるドローンの安全普及啓発・計測技術の研鑽・寒冷地対応の研究を行うことを目的に、本町にドローン専用の練習場が整備され、同協会と地域振興支援を目的とする包括連携協定を締結した。

本町においても、地域特性である農林業などの分野において、ドローンを活用した地域振興及び人材育成を推進するとともに、地域関連企業の新分野進出などにおいて、連携、支援が可能である。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

事業者が新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施する等、周辺住民の理解を求めてことにより地域社会との調和を図っていくものとする。

また、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等における地域経済牽引事業の実施に当たっては、北海道自然環境担当部局のほか、環境省北海道地方環境事務所と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、これらの多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分入慮し、希少種の生息等への影響がないよう十分配慮して行う。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

## (2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穩の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

本町では、当別町防災計画に基づき、防災関係各機関がその機能の全てを挙げて住民生活や企業の事業活動の安定のため、治水対策、地滑り、治山対策、砂防等水害・土砂災害の予防対策、住民の防災意識の啓発など災害に強い地域づくりを推進している。

また、交通安全啓発のため、当別町交通安全推進委員会、交通指導員、企業、各学校、PTA 及び行政が連携し啓発活動を実施する。また、事業者が新たな設備等を設置する場合にあっては、隣接する道路交通事情に応じた車両出入口の設置や、必要に応じて事業所周辺、特に車両出入口部に照明灯、ミラーの設置を求めていく。

## (3) その他

### ①PDCA体制の整備

本計画及び承認地域経済牽引事業の成果については、当別町経済部産業振興課を中心に関係課による会議を必要に応じて開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施するとともに、効果の検証と当該事業の見直しについて整理する。なお、必要に応じて支援機関や有識者等の助言を求める。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項

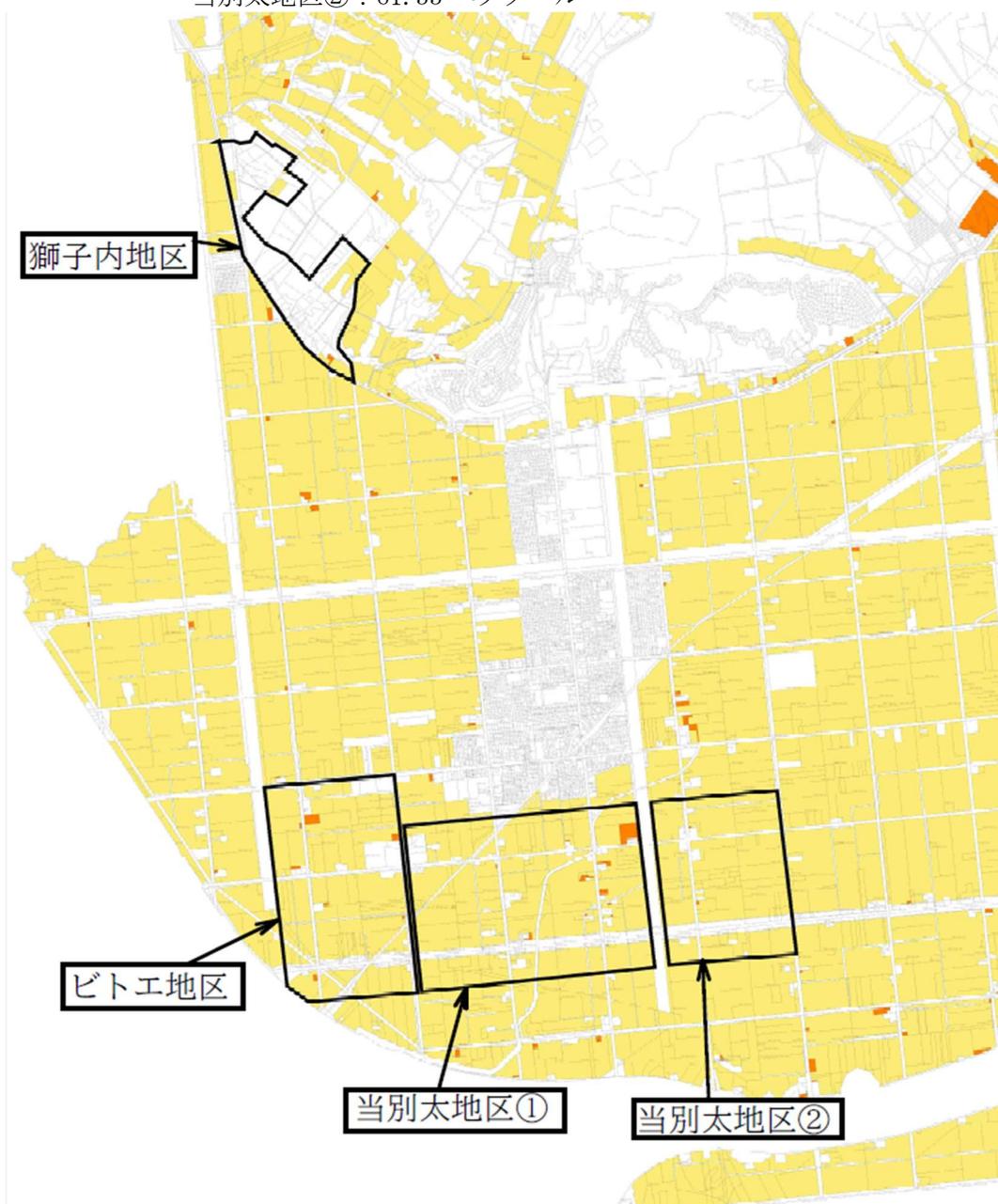
### (1) 総論

#### (農用地の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農用地区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

#### (農用地区域)

区域内面積 ビトエ地区：77.09 ヘクタール  
獅子内地区：4.30 ヘクタール  
当別太地区①：95.92 ヘクタール  
当別太地区②：61.33 ヘクタール



(地域内における公共施設整備の状況)

**【重点促進区域 1】当別町ビトエ地区**

本区域は、国道 337 号及び道道札幌当別線沿線の区域であり、道路、電気、水道等のインフラが整っていることから、新たに公共施設整備を行う必要はない。

**【重点促進区域 2】当別町獅子内地区**

本区域は、道道岩見沢石狩線沿線及び西当別市街地周辺の区域であり、道路、電気、水道等のインフラが整っていることから、新たに公共施設整備を行う必要はない。

**【重点促進区域 3】当別町当別太地区 ①**

本区域は、国道 337 号及び道道札幌当別線沿線の区域であり、道路、電気、水道等のインフラが整っていることから、新たに公共施設整備を行う必要はない。

**【重点促進区域 4】当別町当別太地区 ②**

本区域は、国道 337 号及び道道札幌当別線沿線の区域であり、道路、電気、水道等のインフラが整っていることから、新たに公共施設整備を行う必要はない。

(地区内の遊休地等の状況等)

**【重点促進区域 1】ビトエ地区**

現時点で遊休地の発生は確認されていないが、重点促進区域の区域内において、地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

**【重点促進区域 2】当別町獅子内地区**

現時点で遊休地の発生は確認されていないが、重点促進区域の区域内において、地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

**【重点促進区域 3】当別町当別太地区 ①**

現時点で遊休地の発生は確認されていないが、重点促進区域の区域内において、地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

**【重点促進区域 4】当別町当別太地区 ②**

現時点で遊休地の発生は確認されていないが、重点促進区域の区域内において、地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(他計画との調和等)

**【重点促進区域 1】当別町ビトエ地区**

本区域は、当別町都市計画マスタープランにおいて、国道 337 号沿線は地域の農業振興と調和した優良企業等の適切な誘導を図る企業誘導ゾーンに位置づけられており、既存菓子製造業の規模拡大や道の駅を核とした農商工連携事業の拡大のほか、地元農産物の活用による食料品製造業、加工業、物流業の導入、さらには地中熱や雪氷熱など再生可能エネルギーの活用による省力化・ブランド化の取組による地域経済牽引事業を促進していく見込みである。これらの業種の導入は、農振整備計画に示された農業従事者の安定的な就業の促進に即したものであり、農振整備計画と調和が図られたものである。

一方で、全面的に農用地に位置付けられている区域であるため、経済事情の変動その他情勢の推移により地域経済牽引事業が具体化した場合には、基本方針及び本計画に則り、個別案件ごとに適切な土地利用調整を図ることで調和を図っていく。

**【重点促進区域 2】当別町獅子内地区**

本区域は、金属製品製造業及び食料品製造業などの企業が集積しており、新たな設備投資や新技術導入により売上高の増加につなげるべく地域経済を牽引する事業を促進す

る見込みであり、これら業種の導入は、農振整備計画に示された農業従事者の安定的な就業の促進に即したものであり、農振整備計画と調和が図られたものである。

一方で、全面的に農用地に位置付けられている区域であるため、経済事情の変動その他情勢の推移により地域経済牽引事業が具体化した場合には、基本方針及び本計画に則り、個別案件ごとに適切な土地利用調整を図ることで調和を図っていく。

#### 【重点促進区域3】当別町当別太地区①

本区域は、当別町都市計画マスタープランにおいて、国道337号沿線は地域の農業振興と調和した優良企業等の適切な誘導を図る企業誘導ゾーンに位置づけられており、既存菓子製造業の規模拡大や道の駅を核とした農商工連携事業の拡大のほか、地元農産物の活用による食料品製造業、加工業、物流業の導入、さらには地中熱や雪氷熱など再生可能エネルギーの活用による省力化・ブランド化の取組による地域経済牽引事業を促進していく見込みである。これらの業種の導入は、農振整備計画に示された農業従事者の安定的な就業の促進に即したものであり、農振整備計画と調和が図られたものである。一方で、全面的に農用地に位置付けられている区域であるため、経済事情の変動その他情勢の推移により地域経済牽引事業が具体化した場合には、基本方針及び本計画に則り、個別案件ごとに適切な土地利用調整を図ることで調和を図っていく。

#### 【重点促進区域4】当別町当別太地区②

本区域は、当別町都市計画マスタープランにおいて、国道337号沿線は地域の農業振興と調和した優良企業等の適切な誘導を図る企業誘導ゾーンに位置づけられており、既存菓子製造業の規模拡大や道の駅を核とした農商工連携事業の拡大のほか、地元農産物の活用による食料品製造業、加工業、物流業の導入、さらには地中熱や雪氷熱など再生可能エネルギーの活用による省力化・ブランド化の取組による地域経済牽引事業を促進していく見込みである。これらの業種の導入は、農振整備計画に示された農業従事者の安定的な就業の促進に即したものであり、農振整備計画と調和が図られたものである。一方で、全面的に農用地に位置付けられている区域であるため、経済事情の変動その他情勢の推移により地域経済牽引事業が具体化した場合には、基本方針及び本計画に則り、個別案件ごとに適切な土地利用調整を図ることで調和を図っていく。

#### (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取り止める、すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

また、やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、以下の方針により、あらかじめ農業振興地域制度担当部局、農地転用許可制度担当部局と調整を図っていく。

##### ①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域には、農用地区域外での開発を優先するが、本区域は広く農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討する。

##### ②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本区域は、集団的農地が多く存在するため、やむを得ず土地利用調整区域を設定する場合でも高性能農業機械による営農等の効率的な利用に支障が生じないようにすること、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生ずること、地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ずに農地において地域経済牽引事業にかかる施設を整備する場合には、計画する事業内容に基づき事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

過去に面的整備事業を行った対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。また、今後、実施される面的整備事業についても、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていない。農地中間管理機構関連事業の対象農地については、農地中間管理権の存続期間は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本区域において、市街化調整区域は存在しない。

## 10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「北海道当別町基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別紙 1

